

項目	福祉型障害児入所施設					児童養護施設	乳児院
	知的	自閉	肢体	盲	ろう		
施設長/管理者	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
児童発達支援管理責任者	1名	1名	1名	1名	1名	—	—
保育士、児童指導員	4.3 : 1以上	4.3 : 1以上	3.5 : 1以上	乳児・幼児 4 : 1	乳児・幼児 4 : 1	0・1歳児 1.6 : 1 (1.5 : 1、1.4 : 1、1.3 : 1)	0・1歳児 1.6 : 1 (1.5 : 1、1.4 : 1、1.3 : 1)
						2歳児 2 : 1	2歳児 2 : 1
						年少児 (3歳～) 4 : 1 (3.5 : 1、3 : 1)	年少児 (3歳～) 4 : 1 (3.5 : 1、3 : 1)
			少年 5 : 1	少年 5 : 1	少年 (就学～) 5.5 : 1 (5 : 1、4.5 : 1、4 : 1)		
	※児童指導員等加配加算あり	※児童指導員等加配加算あり	※児童指導員等加配加算あり	※児童指導員等加配加算あり	※児童指導員等加配加算あり	※ () 内は加算にて対応	※ () 内は加算にて対応
	保育士1名以上 児童指導員1名以上 ※30人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上	保育士1名以上 児童指導員1名以上	保育士1名以上 児童指導員1名以上	保育士1名以上 児童指導員1名以上 ※35人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に1を加えた数以上	保育士1名以上 児童指導員1名以上		
栄養士	1名	1名	1名	1名	1名	1名 (定員41人以上)	1名
	※障害児の数が40人以下の場合は置かないことが出来る。	※障害児の数が40人以下の場合は置かないことが出来る。	※障害児の数が40人以下の場合は置かないことが出来る。	※障害児の数が40人以下の場合は置かないことが出来る。	※障害児の数が40人以下の場合は置かないことが出来る。		
調理員	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	調理員 1人	調理員 1人
	※調理業務の全部を委託する場合は置かないことが出来る	※調理業務の全部を委託する場合は置かないことが出来る	※調理業務の全部を委託する場合は置かないことが出来る	※調理業務の全部を委託する場合は置かないことが出来る	※調理業務の全部を委託する場合は置かないことが出来る	※調理業務の全部を委託する場合は置かないことが出来る	※調理業務の全部を委託する場合は置かないことが出来る
嘱託医	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上	1名	1名
看護職員	—	おおむね障害児の数を20で除して得た数以上	1名以上	—	—	乳児を入所させる場合、看護師1人の配置が必要	乳幼児10人は2人以上、乳幼児が10人を超える場合は10人増すごとに1人以上の看護師配置が必要
医師	—	1名	—	—	—	—	—
心理指導担当職員	障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く	障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く	障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く	障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く	障害児5人以上に心理指導を行う場合に置く	心理療法が必要な児童が10人以上いる場合	心理療法が必要な乳幼児又はその保護者が10人以上いる場合
職業指導員	職業指導を行う場合に置く	職業指導を行う場合に置く	職業指導を行う場合に置く	職業指導を行う場合に置く	職業指導を行う場合に置く	職業指導を行う場合に置く	—
個別対応職員	—	—	—	—	—	1名	1名
家庭支援専門相談員	—	—	—	—	—	1名	1名
事務員	—	—	—	—	—	—	—
管理宿直専門員	—	—	—	—	—	—	—